

埼玉県教育委員会
教育長 高田直芳 様

公立学校への「1年単位の變形労働時間制」を導入しないよう求める要請書

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 北村純



昨年末の臨時国会において、都道府県・政令市の条例によって、公立学校に「1年単位の變形労働時間制」を導入するための「給特法一部改正法」が可決されました。

労働基準法に定められた「1年単位の變形労働時間制」は、業務の繁閑のある職場において、1年間で平均すれば週40時間以内となることを条件に、繁忙期における所定の勤務時間を1日10時間まで延長することを認める制度であり、時間外勤務が恒常的に生じている職場には導入できないとされています。

文科省調査（2018年）によれば、全校種の教職員の1日の勤務時間の平均は11時間17分です。このように恒常的に時間外勤務が生じている学校職場にこの制度を導入することは、時間外勤務の実態を覆い隠し、緊急・最重要の課題である長時間過密労働の解消に逆行するものです。それどころか、所定の勤務時間が延びることによって「8時間労働」の原則が壊されてしまうことは、教職員のいのちと健康にかかわる重大な問題です。ゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うことがいっそう困難となり、ゆきとどいた教育をすすめることが難しくされてしまいます。

さらに労基法は、この制度導入が労働条件の重大な変更であることから、書面による労使協定の締結と労働基準監督署への届け出を必須としています。そのような制度を、労働基本権を制約された公立学校の教員に対し、条例によって導入できるとしたことは、労働法の大原則を壊す重大な問題です。この点について、文科省は国会審議で、「勤務条件に関する事項は職員団体との交渉事項であり、当局は職員団体の申し入れに応ずべき地位にある」「導入に当たっては、各地方公共団体において、職員団体との交渉を踏まえつつ検討される」「都道府県で、交渉団体との話し合い、市町村での話し合い、こういったものは担保される」と答弁しています。また、「各学校の意向を踏まえずに都道府県が一律に強制しても何の意味もない」など、制度導入はあくまでも「選択肢の1つ」であり、強制されないことが確認されています。

学校には、「明日の授業準備さえままならない」など教職員の悲痛な声があふれています。そのうえ、コロナ危機による業務が上乘せされるばかりです。長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の実現や教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、教職員の業務量を縮減することが不可欠です。教職員のいのちと健康を守り、すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめる立場から、下記のことを要請します。

記

1. 市町村教育委員会および各学校に「1年単位の變形労働時間制」の導入を強制せず、制度導入のための条例案を県議会に提案しないこと
2. 「1年単位の變形労働時間制」による休日のまとめ取りではなく、長時間過密労働の根本対策である教職員定

数改善を文科省に上申すること。県教委は具体的負担軽減策を講じるとともに、国による定数改善が実現するまでの間は県費単独で加配措置を行うこと。

3. 埼玉県教委が作成した「学校における働き方改革基本方針」にもとづき、時間外勤務の上限時間を遵守するとともに、専門性を踏まえた総業務量の削減を行うこと。

4. 「1年単位の変形労働時間制」導入の可否については、教職員組合との交渉事項であることを市町村教委に徹底すること。